議案第49号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一 部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一 部を改正する条例

第1条 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例(昭和5 8年板橋区条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1)区営駐車場の当日利用の部自転車の款及び原動機付自転車及び自動二輪車(排気量 1 2 5 c c 以下のもの)の款を次のように改める。

自転車	1日1回につき	100 円
原動機付自転車及び自	1日1回につき	200 円
動二輪車(排気量 125		
c c以下のもの)		

別表第2(2)区営駐車場の時間利用の部を次のように改める。

(2) 区営駐車場の時間利用

種別	金額	
自転車	24時間以內 200 円	
原動機付自転車及び自動	24時間以內 200 円	
二輪車 (排気量 125 c c		
以下のもの)		
自動二輪車(排気量 125	24時間以內 300 円	
ccを超えるもの)		

備考

使用料は、利用承認の時から2時間を経過するまでは無料とし、 その後は規則で定める各区営駐車場の時間利用の単位ごとに徴収 する。

別表第2(3)区営駐車場の定期利用(区内利用者)の部自転車の款を次のように改める。

自転車	1 か月	2,000 円	1,500 円	1,000 円
	3 か月	5,600 円	4,200 円	2,700 円
	6 か月	10,400円	7,800 円	5,000 円

別表第 2 (3) 区営駐車場の定期利用 (区内利用者) の部備考第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- 2 利用開始日が月の初日でない場合であつて、利用開始に係る月の末日後の期間について引き続き定期利用をするときは、 当該月と当該月に引き続く各利用単位を合算した期間を一の 利用単位とし、この場合における使用料の上限額は、当該利 用開始日から同日の属する月の末日までの日数を基礎として 規則で定める方法により計算して得た日割額に、当該各利用 単位に応じて定める額を加えて得た額とする。
- 3 利用単位が1か月に満たない場合においても、1か月分の 使用料を徴収する。

別表第2個区営駐車場の定期利用(区外利用者)の部自転車の款を 次のように改める。

自転車	1 か月	2,600 円	2,000 円	1,300 円
	3 か月	7,300 円	5,500 円	3,500 円
	6 か月	13,500円	10, 100 円	6,500 円

別表第 2 (4) 区営駐車場の定期利用(区外利用者)の部備考第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

2 利用開始日が月の初日でない場合であつて、利用開始に係 る月の末日後の期間について引き続き定期利用をするときは、 当該月と当該月に引き続く各利用単位を合算した期間を一の 利用単位とし、この場合における使用料の上限額は、当該利用開始日から同日の属する月の末日までの日数を基礎として規則で定める方法により計算して得た日割額に、当該各利用単位に応じて定める額を加えて得た額とする。

- 3 利用単位が1か月に満たない場合においても、1か月分の 使用料を徴収する。
- 第2条 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を 次のように改正する。

第8条中「、当日利用」を削る。

別表第 2 (1)区営駐車場の当日利用の部を削り、同表(2)区営駐車場の時間利用の部を同表(1)区営駐車場の時間利用の部とし、同表(3)区営駐車場の定期利用(区内利用者)の部を同表(2)区営駐車場の定期利用(区内利用者)の部とし、同表(4)区営駐車場の定期利用(区外利用者)の部を同表(3)区営駐車場の定期利用(区外利用者)の部とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、板橋 区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

区営駐車場の当日利用等を廃止し、定期利用に係る金額についての計算方法を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。